



総務だより



発行所 : 株式会社 MJメディカル
〒337-0051 さいたま市見沼区東大宮 1-71-25

2024年 診療報酬改定個別改定項目

2024年2月14日、中医協より診療報酬個別改定項目が発表されました。今回より改定実施は6月1日からとなります。各顧問先の皆様に関係あると思われる箇所をピックアップしてお知らせ致します。

【特定疾患関連】

- ① **特定疾患より糖尿病・高血圧・脂質異常症を外す**
→ 特定疾患療養管理料および特定疾患療方管理加算の算定は不可となる。当該3疾患の指導料は生活習慣病管理料での算定となる

生活習慣病管理料（外来管理加算は包括）/月
※初診月は算定不可
※4月に1度、療養計画書の発行・同意が必要

生活習慣病管理料(Ⅰ)		生活習慣病管理料(Ⅱ)	
脂質異常症	610点	脂質異常症・高血圧・糖尿病	333点
高血圧	660点		
糖尿病	760点		
検査・注射 病理診断	含まれる	含まれない	

2型糖尿病患者に対し血糖自己測定値に基づく指導を行った場合

血糖自己測定加算 500点/年1

- ② **特定疾患療方管理加算1 18点の廃止**

【賃上げに向けた評価の新設】 ★要届出★

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)・(Ⅱ)
勤務する医療職種の賃金改善を評価する

(対象職種)

- ・ 看護師、薬剤師、理学療法士 など
- ・ 専ら事務作業を行なうもの、役員は含まれない

(施設基準)

- ・ 令和6および7年度において定期昇給、賞与とは別途、基本給又は毎月決まって支払われる手当の引き上げの計画を策定、実施、地方厚生局に実績を報告すること

(算定にあたって)

- ・ 厚労省より計算支援ツールが配布されています
過去1年間の対象職種の賃金総額、直近3カ月の初診料・再診料の算定回数を入力すると、評価料の算定可否が判別されますのでお試しください。

目標増加率 R6年 +2.5%、R7年 +2.0%

【医療DX推進関連】

- ① **医シ加算→医療情報取得加算へ名称変更**
初診は毎月加算可、再診は3月に1回限り算定へ

- ② **医療DX推進体制整備加算8点/月★要届出★(施設基準)**

- (1) オンライン請求、オンライン資格確認システム体制を有していること
- (2) 医師が電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室・処置室等において閲覧できること
- (3) 電子処方箋を発行する体制を有していること
- (4) 電子カルテ情報共有サービス体制があること
- (5) マイナ保険証利用に一定以上実績があること
- (6) 医療DXを活用した診察を行なう旨を掲示していること、同掲示内容をWebサイトに掲載していること

[経過措置] 以下期間までは該当するとみなす

- (3) 電子処方箋は R7年3月31日迄
- (4) 電子カルテ共有は R7年9月30日迄
- (6) Webサイト掲載は R7年5月31日迄
- (5) マイナ実績は R6年10月1日から適用する

その他、早期の精神療法・一般名処方などが評価される一方で、同一建物内人数の多い施設への訪問診療、頻回の訪問診療は見直し(減点)となっています。細かい個別項目については別途ご相談下さい。

\$ 直近の経済情報 \$

日経平均株価	38,363.61 円
金価格(g)買値	9,806 円
銀価格(g)買値	109.10 円
ドル円相場	150.37 円

(日本国債金利)

5年もの	0.359 %
10年もの	0.738 % ※2月20日時点